第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.2 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［略］
	二　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 ｛（B－A）／A－0.014｝×0.3×54.8 ［略］
市町村	一　人口急減補正	地域振興費	人口	算式Ⅰ ｛（B－A）／A－0.019｝×0.3×34.7×β－（α－β）×0.3×34.7 算式Ⅱ ｛（C－A）／A－0.122｝×8.9＋［D×1.83／1.74＋｛（B－A）／A－0.019｝×34.7×β－（α－β）×34.7－｛（C－A）／A－0.122｝×8.9］×［0.2＋0.4×｛（C－A）／C－0.3｝／0.1］ 算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.3 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］
	二　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 ｛（B－A）／A－0.014｝×0.5×58.0 ［同左］
市町村	一　人口急減補正	地域振興費	人口	算式Ⅰ ｛（B－A）／A－0.019｝×0.5×33.2×β－（α－β）×0.5×33.2 算式Ⅱ ｛（C－A）／A－0.122｝×8.4＋［D×1.83／1.83＋｛（B－A）／A－0.019｝×33.2×β－（α－β）×33.2－｛（C－A）／A－0.122｝×8.4］×［0.4＋0.3×｛（C－A）／C－0.3｝／0.1］ 算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく